

### 指定管理者労働実態チェックリスト

|           |                      |         |                 |
|-----------|----------------------|---------|-----------------|
| 施設名       | 旧日本銀行新潟支店長役宅         |         |                 |
| 指定管理者名    | 新潟絵屋・新潟ビルサービス特定共同企業体 |         |                 |
| 施設所管課     | 中央区地域課               |         |                 |
| 施設所在地     | 新潟市中央区西大畑町 5218 番地 1 |         |                 |
| モニタリング実施日 | R5年1月23日             | 賃金資料該当月 | R4年7月<br>R4年11月 |
| 賃金確認対象者数  | 8名                   |         |                 |
| 正規職員数     | 1名                   |         |                 |
| 臨時等職員数    | 7名                   |         |                 |

| 視点          | 確認項目  | 確認資料（一例）                 | 所管課<br>チェック     |
|-------------|---|--------------------------|-----------------|
| 労働条件        | 指定管理業務（再委託除く）の従事者と就業規則に基づき労働契約を締結していますか。  | 就業規則                     | ■問題なし<br>□改善が必要 |
|             | 労働条件（契約の期間・始業終業時刻・給料の額等）は、労働関係法令（労働基準法等）に照らして適正であり、従事者に明示していますか。                    | 就業規則<br>労働条件通知書<br>労働契約書 | □問題なし<br>■改善が必要 |
|             | 休日、年次有給休暇を正社員のほか、パートタイマーにも適正に与えていますか。   | 労働条件通知書<br>休暇管理簿         | ■問題なし<br>□改善が必要 |
| 労働契約<br>・賃金 | 法定帳簿（労働者名簿・賃金台帳・出勤簿）を整備するとともに、労働時間を把握し、記録していますか。                                    | 労働者名簿<br>賃金台帳、出勤簿        | ■問題なし<br>□改善が必要 |
|             | 時間外労働、休日労働、深夜労働がある場合、割増賃金は適正に支払われていますか。   | 就業規則<br>労働条件通知書          | □問題なし<br>■改善が必要 |
|             | すべての労働について最低賃金以上の賃金額としていますか。  | 労働条件通知書                  | ■問題なし<br>□改善が必要 |
|             | 時間外・休日労働に関する協定（三六協定）を締結し、届け出ていますか。また、三六協定で定めた上限時間数を超過して時間外勤務を行っている人はいませんか。          | 三六協定届<br>賃金台帳            | ■問題なし<br>□改善が必要 |
| 安全衛生        | 雇い入れ時及び年1回、定期健康診断を行っていますか。  | 定期健康診断結果報告書              | ■問題なし<br>□改善が必要 |
| 社会保険        | 社会保険（健保・介護・厚生年金）、労働保険（労災・雇用）の加入は、各法令に照らして適正に取り扱っていますか。                              | 労働保険料納入証明書、納付書控え         | ■問題なし<br>□改善が必要 |
| 職員教育        | 業務マニュアルの整備や守秘義務の徹底を行っていますか。   | 業務マニュアル<br>個人情報取扱事項      | ■問題なし<br>□改善が必要 |
|             | 金銭の取扱いには適切な管理体制や仕組みがありますか。  | 業務マニュアル<br>金銭管理手順書       | ■問題なし<br>□改善が必要 |
| 再委託<br>業務   | 再委託先がさらに業務を委託（再々委託）することがないように、実施状況を確認していますか。また、再委託が労働集約的業務の場合、従事者配置計画や賃金の把握をしていますか。 | 再委託に関する承認申請書             | ■問題なし<br>□改善が必要 |
| 市民<br>サービス  | 利用者等の意見の把握（利用者アンケートなど）に取り組んでいますか。   | 利用者アンケート                 | ■問題なし<br>□改善が必要 |

### 改善が必要となった詳細な理由

- ①短時間労働者（パート）および有期雇用労働者に対して、雇い入れ時に「相談窓口に関する事項」を文書の交付等で明示していなかったため、明示する必要がある。（労働基準法第15条1項および2項、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条1項および2項、同法律施行規則第2条4項）
- ②令和4年7月分の給与において、時間外労働分の集計誤りがあったため、修正して追加分を支払う必要がある。※なお、自主事業に対する給与のため、指定管理料に影響はなし。

### 改善への取組結果

点検日 R5.2.9

確認日において資料の不足・法の解釈誤り等により不備があった場合、年度末までの改善取組を記載します。

- ①すべての短時間労働者（パート）および有期雇用労働者に対して、相談窓口について明記した労働条件通知書を作り直し、内容を双方で確認した。
- ②担当の会計事務所に相談した上、昨年7月時点の時給で算出し、2/9に該当者へ振り込んだ。